

年金コーナー 平成19年度の保険料額、年金額が決まりました

◎国民年金保険料額

平成16年の法改正により、平成17年4月から毎年度280円ずつ保険料額(法定保険料額)が引き上げられ、これに保険料改定率を乗じた金額がその年度の保険料額とされました。

平成19年度の保険料月額、14,100円となりました。付加保険料月額は、前年度と同額の400円です。

保険料納付は、まとめて事前に支払う前納制度や、口座振替が便利でお得です。口座振替の手続きは、市役所・町村役場、各社会保険事務所、一部の金融機関の窓口にて備え付けられている申込用紙によりお申し込みください。

納付方法	金額等
現金(1月分:翌月末納付期限)	14,100円
口振(1月分:当月末引き落とし)	14,050円 * 申請書処理後、翌月から口振開始。
現金(6ヶ月分前納:10月~3月分)	83,910円 * 10月末納付期限
口振(")	83,640円 * 手続きは8月末日までに各社会保険事務所へ。
現金(1年分前納:4月~3月分)	166,200円 * 平成19年度は締め切りしました。19.5.1が納付期限でした。
口振(")	165,650円 * 平成19年度は締め切りしました。 * 平成20年度は、平成20年2月28日までに手続きを行ってください。 (注:金額は、19年度分です)

◎基礎年金額等

平成16年の法改正により老齢基礎年金などの額が規定され、その額に改正率を乗じて得た額とする方式に変わりました。

平成19年度は、平成18年平均の全国消費者物価変動率がプラス0.3%となりましたが、特例により年金額を据え置かれていた平成12年~14年度の減額改定分を調整するため、今年度の年金額は据え置きとなっています。

平成19年度の年金額 (単位:円、〔〕は月額です)

老齢基礎年金	792,100	〔66,008〕
障害基礎年金(1級)	990,100	〔82,508〕
(2級)	792,100	〔66,008〕
遺族基礎年金(子1人)	1,020,000	〔85,000〕
基本	792,100	〔66,008〕
加算	227,900	〔18,992〕
10年年金	481,300	〔40,108〕
5年年金	409,600	〔34,133〕
老齢福祉年金	405,800	〔33,817〕

水道使用料の口座振替通知書について

毎月のメーター検針のときに、「上下水道の使用料のお知らせ」及び「口座振替済通知書」を皆様にお渡ししております。その通知書について、平成19年度より収入役から会計管理者に変更になりましたが、当分の間は奥出雲町収入役と記載しております通知書を使用致します。

尚、口座振替している方で使用料の証明が必要な方はご連絡下さい。

お問い合わせ先 水道課 (電話: 52-2676)